

◇大ホール 空き日(3か月前からのお申込み)利用免除使用料

区 分		使用時間		午 前	午 後	夜 間	全 日	
				(9:00～12:00)	(13:00～17:00)	(18:00～22:00)	(9:00～22:00)	
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	入場料を 徴収しない場合	平 日	準 備	22,981	40,768	57,036	116,767	
			本 番	1階席	22,960	40,810	57,050	116,830
				全 席	32,830	58,240	81,480	166,810
		土・日 休 日	本 番	準 備	34,447	54,586	70,854	150,234
				1階席	34,440	54,600	70,910	150,220
				全 席	49,210	77,980	101,220	214,620
	入場料が 3,000円 以下の場合	平 日	本 番	準 備	22,981	40,768	57,036	116,767
				1階席	25,270	44,800	62,650	128,450
				全 席	36,050	64,050	89,600	183,610
		土・日 休 日	本 番	準 備	34,447	54,586	70,854	150,234
				1階席	37,940	60,060	77,910	165,200
				全 席	54,110	85,750	111,370	236,040
	入場料が 3,001円以上 5,000円 以下の場合	平 日	本 番	準 備	22,981	40,768	57,036	116,767
				1階席	29,890	52,990	74,130	151,830
				全 席	42,630	75,670	105,910	216,930
		土・日 休 日	本 番	準 備	34,447	54,586	70,854	150,234
				1階席	44,730	70,980	92,190	195,300
				全 席	63,980	101,430	131,600	278,950
	入場料が 5,001円以上 7,000円 以下の場合	平 日	本 番	準 備	22,981	40,768	57,036	116,767
				1階席	38,990	69,300	96,950	198,590
				全 席	55,720	99,050	138,530	283,710
		土・日 休 日	本 番	準 備	34,447	54,586	70,854	150,234
				1階席	58,590	92,820	120,540	255,290
				全 席	83,720	132,650	172,200	364,770
入場料が 7,001円以上 9,000円 以下の場合	平 日	本 番	準 備	22,981	40,768	57,036	116,767	
			1階席	45,920	81,550	114,030	233,590	
			全 席	65,590	116,410	162,890	333,690	
	土・日 休 日	本 番	準 備	34,447	54,586	70,854	150,234	
			1階席	68,880	109,270	141,750	300,370	
			全 席	98,420	156,100	202,580	429,100	
入場料が 9,001円 以上の場合	平 日	本 番	準 備	22,981	40,768	57,036	116,767	
			1階席	57,400	101,920	142,660	292,040	
			全 席	81,970	145,600	203,700	417,130	
	土・日 休 日	本 番	準 備	34,447	54,586	70,854	150,234	
			1階席	86,170	136,500	177,240	375,550	
			全 席	123,060	195,090	253,260	536,410	
楽 屋	第 1 楽 屋			2,440	3,760	3,760	9,580	
	第 2 楽 屋			2,440	3,760	3,760	9,580	
	第 3 楽 屋			2,440	3,760	3,760	9,580	
	第 4 楽 屋			2,970	4,610	4,610	11,300	
	リ ハ ー サ ル 室			3,860	5,850	5,850	13,600	
	第 1 浴 室			1,810	1,810	1,810	3,640	
	第 2 浴 室			1,810	1,810	1,810	3,640	

(注) 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当りの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とします。

2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日です。

3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行いません。

4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120%に相当する額とします。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とします。

5 準備・練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、本番料金(入場料を徴収しない場合の全席使用の本番料金をいう。)の70%に相当する額とします。

6 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

7 空き日利用免除使用料は、使用予定日が使用申込日から3ヶ月以内の場合に適用します。

その施設使用料および超過使用料は、条例で定める使用料および超過使用料の70%に相当する額とします。(楽屋を除く)